

# 香美町国民保護協議会条例

平成18年4月1日  
条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、香美町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 香美町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年4月1日  
条例第34号

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、香美町国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び香美町緊急対処事態対策本部（以下「緊急対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

- 第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を統括する。
- 2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。
- 4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。
- 5 前項の職員は、町の職員のうちから町長が任命する。

## (会議)

- 第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。
- 2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

## (部)

- 第4条 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。
- 2 部は、本部長の指名する本部員をもって組織する。
- 3 部長は、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

## (現地対策本部)

- 第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

## (準用)

第6条 第2条から前条までの規定は、緊急対策本部について準用する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、対策本部及び緊急対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

香美町国民保護対策本部及び香美町緊急対処事態対策本部事務所掌

部	構成	事務分掌
総務対策部	総務課 防災安全課	(本部指令班) 1 町の行う国民保護措置のとりまとめ 2 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「本部等」という。）の設置、閉鎖に関する事 3 本部員会議、関係部長会議及び本部長室に関する事 4 現地災害対策本部に関する事 5 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の適用要請 6 兵庫県国民保護対策本部・美方警察署・国民保護対策本部・各防災関係機関との連絡調整 7 自衛隊派遣要請計画及び要請に係る関係機関との連絡調整 8 隣接市町との相互協力 9 避難の指示、警戒区域設定のとりまとめ 10 分掌の定めのない事項に関する担当部の決定に関する事 11 その他武力攻撃災害応急対策全般の調整
	総務課 税務課	(本部庶務班) 1 武力攻撃災害対策に関する職員、要員の動員計画に関する事 2 本部長命令の伝達に関する事 3 各部の動員状況及び武力攻撃災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理、被災救援等後方支援業務に関する事 4 武力攻撃災害派遣職員及び自衛隊の受入れに伴う後方支援業務 5 気象情報の收受、武力攻撃災害被害情報及び防災情報の処理、会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関する事 6 武力攻撃災害救助実施状況のとりまとめ及び県への報告に関する事 7 防災行政無線局の管理運用及び無線施設の総合調整 8 り災証明書発行のとりまとめ 9 国民保護措置関係の予算措置及び支出に関する事 10 特殊標章等の交付等に関する事 11 その他本部等業務の庶務全般
	財政課	(調達・輸送班) 1 応急資機材等確保に関する調整及びとりまとめ 2 車両の確保、運用、輸送業者等への協力要請、緊急通行車両確認手続等緊急輸送のとりまとめ 3 町有財産の被害調査、応急対策のとりまとめ 4 各部の詰所及び待機場所の設置、調整に関する事
	企画課	(広報班) 1 武力攻撃災害時放送の実施 2 ホームページへの武力攻撃災害専用サイト開設・運営管理 3 報道機関への資料提供  (交通対策班) 1 武力攻撃災害被災地内の交通規制対策のとりまとめ 2 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめ 3 臨時ヘリポート開設のとりまとめ

部	構成	事務分掌
民生対策部	町民課	(環境救援班) 1 清掃、防疫、衛生対策のとりまとめ 2 遺体の捜索、収容、埋葬のとりまとめ 3 要捜索者名簿の作成 4 ペットの保護対策のとりまとめ
	健康課 香住病院	(医療救援班) 1 医療、助産救護対策のとりまとめ 2 医師会、医療機関との連絡調整 3 広域的な救急搬送受入れ先としての後方支援病院の確保 4 医療救援対策用医薬品・資機材並びに衛生材料等の調達及び配布のとりまとめ 5 感染症予防等被災者の保健衛生に関すること
	福祉課	(生活・福祉救援班) 1 避難所の開設、運営のとりまとめ 2 災害時要援護者等の救援のとりまとめ 3 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめ 4 災害弔慰金等支給、災害援護資金貸付のとりまとめ 5 見舞金及び義援金の受付のとりまとめ 6 義援金、救援物資の配分のとりまとめ 7 災害ボランティアに関すること 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめ
産業対策部	農林水産課	(農政対策班) 1 農作物、家畜等の被害調査、応急対策のとりまとめ 2 農林水産業関係建物等の状況確認、災害調査 3 農林水産関係機関及び団体との連携の総合調整 4 農林道等の状況確認、被害調査、応急対策のとりまとめ
	観光商工課	(商工観光救援班) 1 町内滞在中観光客の安全確保のとりまとめ 2 商工業、観光施設における状況確認、被害調査、応急対策、復興支援対策のとりまとめ 3 商工業関係機関及び団体との連絡調整のとりまとめ
建設水道部	建設課	(施設復旧班) 1 道路・橋りょうの状況確認、被害調査、応急対策、災害復旧のとりまとめ 2 河川・水路・砂防施設、山崩れ、地すべり関係等の状況確認、被害調査、応急対策、災害復旧のとりまとめ 3 応急対策用資機材の調達、配分のとりまとめ 4 特殊車両の通行許可 5 応急公用負担等
		(住宅救援班) 1 被災建築物応急危険度判定実施のとりまとめ 2 被災宅地応急危険度判定実施のとりまとめ 3 応急仮設住宅のとりまとめ 4 被災者への住宅供給のとりまとめ 5 被災住宅の応急修理のとりまとめ

部	構成	事務分掌
	上下水道課	<p>(上水道対策班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水道施設の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧のとりまとめ</li> <li>2 緊急時活動用水、飲料水の確保のとりまとめ</li> <li>3 病院等防災拠点施設及び住民への応急給水のとりまとめ</li> </ol> <p>(下水道対策班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 下水道施設等の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧のとりまとめ</li> <li>2 下水道施設の武力攻撃災害対策及び状況確認、被害調査、応急復旧のとりまとめ</li> <li>3 し尿収集処理対策</li> </ol>
地域部	村岡地域局 小代地域局	<p>(総務班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時の状況確認、被害状況及び応急対策実施状況の本部への報告、連絡調整</li> <li>2 所管防災行政無線局の管理運用に関すること</li> <li>3 武力攻撃災害応急対策用資機材、車両の調達・確保</li> <li>4 り災証明書の発行</li> <li>5 災害総合相談窓口の開設、運営</li> <li>6 その他地域部における庶務業務</li> </ol> <p>(避難・救護対策班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住民への広報、住民からの情報提供・要望等の聞き取り</li> <li>2 災害時要援護者等の安全確保対策</li> <li>3 避難所の開設準備・開設、運営業務</li> <li>4 救護所における医療救援活動</li> <li>5 被災者への飲料水、食糧、生活必需品等救援物資の供給実務</li> </ol> <p>(土木対策班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時の状況確認、被害状況及び応急対策実施状況その他の情報の収集</li> <li>2 道路、橋梁の武力攻撃災害による交通規制の協力</li> <li>3 道路交通に関する武力攻撃等に関する武力攻撃災害応急対策活動等に関する武力攻撃災害応急対策活動</li> <li>4 農林業施設、上下水道施設、商工業、観光施設等に関する武力攻撃災害応急対策活動</li> </ol>
協力対策部	議会事務局 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 他部に対する支援体制整備に関すること</li> </ol>
教育対策部	教育総務課	<p>(教育総務班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 部内各班の指令伝達及び部の庶務</li> <li>2 部内各班の任務分担の調整</li> <li>3 他部・県教育委員会及び県立高校等との連絡</li> <li>4 情報のとりまとめ・対策記録に関すること。</li> <li>5 部が使用する物資、器材等の調達、配分のとりまとめ。</li> </ol>
	こども教育課	<p>(学校救護班)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童、生徒の避難、救護対策のとりまとめ</li> <li>2 園、学校施設における避難所の開設・運営協力のとりまとめ</li> <li>3 園、学校施設における応急教育の実施のとりまとめ</li> <li>4 園、学校施設の状況確認、被害調査及び応急対策の、復旧のとりまとめ</li> <li>5 園児の保護及び応急保育に関すること</li> </ol>

部	構成	事務分掌
教育対策部	生涯学習課	(避難救護班) 1 所管施設利用者の避難、安全確保のとりまとめ 2 所管施設における活動拠点開設・運営協力のとりまとめ 3 所管施設の状況確認、被害調査及び応急対策の、復旧のとりまとめ 4 所管施設の状況確認、被害調査及び応急対策の、復旧のとりまとめ 5 文化財等の状況確認、被害調査及び応急対策の、復旧のとりまとめ

【近隣市町との相互応援協定一覧】

名称	締結日	構成市町
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	県下全市町、兵庫県

【消防応援協定】

名称	締結日	構成市町
兵庫県広域消防相互応援協定	平成19年6月29日	県内市、消防（行政）事務組合

【警報等を伝達する関係機関先】

	機関の名称	連絡相手先	電話	F A X
香美町	香美町役場		0796-36-1111	0796-36-3809
	香美町村岡地域局		0796-94-0321	0796-98-1522
	香美町小代地域局		0796-97-3111	0796-97-2097
一部事務組合	但馬広域行政事務組合		0796-24-2247	0796-24-1613
	美方郡広域事務組合		0796-92-0119	0796-92-0594
兵庫県	企画管理部災害対策局	災害対策課防災危機管理班	078-341-7711(代) 078-362-9988(直)	078-362-9911
	〃 防災企画局	防災企画課防災計画班	078-362-9809	078-362-9839
	但馬県民局総務企画室	総務防災課	0796-26-3618	0796-24-7490
	兵庫県警察本部	災害対策課	078-351-7900	078-351-7900
	〃 美方警察署	地域課	0796-82-0110	
指定地方行政機関	近畿管区警察局	広域調整部	06-6944-1234	06-6954-4489
	近畿総合通信局	無線通信部陸上第2課	06-6942-8557	06-6942-9014
	近畿財務局神戸財務事務所	総務課	078-391-6941	078-391-2506
	近畿厚生局	総務部	06-6942-2241	06-6946-1500
	兵庫労働局 但馬労働基準監督署		0796-22-5145	0796-22-5146
	近畿農政局兵庫農政事務所		078-331-9941	078-331-5177
	同 地域第2課（豊岡庁舎）		0796-22-2171	0796-22-5146
	近畿中国森林管理局兵庫森林管理署	総務課	0790-62-0595	0790-62-4790
	近畿経済産業局	総務企画部	06-6966-6061	06-6966-6071
	中部近畿産業監督部近畿支部	指導課	06-6966-6061	06-6966-6095
	近畿地方整備局豊岡河川国道事務所		0796-22-3126	0796-23-4114
	近畿運輸局神戸運輸管理部兵庫陸運部	情報・防災課	078-321-3473	078-321-3474
	大阪管区气象台神戸地方气象台	業務課	078-222-8907	078-222-8942
	第8管区海上保安本部	香住海上保安署	0796-36-4999	
	大阪航空局大阪空港事務所		06-6843-1241	06-6843-1150
	陸上自衛隊第3師団第3特科隊	師団指令部第3部防衛班	072-781-0021	072-770-2231

	機 関 の 名 称	連 絡 相 手 先	電 話	F A X
指 定 地 方 公 共 機 関	日本銀行（神戸支店）	文書課長	078-334-1116	078-325-2095
	日本赤十字社（兵庫県支部）	救護福祉課	078-241-9889	078-241-6990
	日本放送協会（神戸放送局）	放送部ニュースデスク	078-252-5100	078-252-5110
	西日本旅客鉄道株 （福知山支社）	企画業務部（総務） 企画業務部（施設）	0773-22-4303 0773-23-8621	0773-22-4304
	西日本電信電話株（兵庫支店）	災害対策室	078-393-9440	078-326-7363
	日本通運株（豊岡支店）		0796-22-5353	0796-22-5353
	関西電力送配電株兵庫支社	姫路電力本部 豊岡配 電営業所	0800-777-3081	0796-21-9084
	全但バス株	総務課	079-662-2018	079-662-2363
	（一社）兵庫県トラック協会	輸送事業部	078-882-5556	078-882-5565
	株ラジオ関西	放送事業本部 報道事業制作部長	078-362-7377 078-362-7380	078-362-7403
	株サンテレビジョン	地域情報局報道部	078-360-0343	078-360-0341
	社兵庫県医師会	事務局	078-231-4114	078-231-8111
	（一社）兵庫県LPガス協会		078-361-8068	078-361-8069
公 共 的 団 体	但馬漁業協同組合		0796-36-1331	0796-36-1305
	たじま農業協同組合	香住支店	0796-36-1000	0796-36-1172
	北但西部森林組合		0796-95-0511	0796-95-0515
	香美町商工会		0796-36-0123	0796-36-3322
	香美町社会福祉協議会	本所	0796-39-2050	0796-39-2150

## 避難所一覧

### 【香住区】

#### (1) 避難所

施設名	所在地	電話番号
香美町立香住小学校（体育館）	香住区香住 1595-9	0796-36-0002
香美町立奥佐津小学校（体育館）	香住区上岡 180	0796-36-0220
香美町立佐津小学校（体育館）	香住区訓谷 340	0796-38-0014
香美町立柴山小学校（体育館）	香住区上計 34	0796-37-0351
香美町立長井小学校（体育館）	香住区大野 83-1	0796-36-3005
香美町立余部小学校（体育館）	香住区余部 1697	0796-34-0005
香美町立余部小学校御崎分校	香住区余部	
香美町立香住第一中学校（体育館）	香住区香住 919-2	0796-36-1086
佐津体育館	香住区無南垣 178	0796-38-0023
兵庫県立香住高等学校（体育館）	香住区矢田 40-1	0796-36-1181
香美町立柴山保育所	香住区上計 2-4	0796-37-0352
香住区中央公民館	香住区香住 114-1	0796-36-3764
香住文化会館	香住区香住 100-2	0796-36-1026
香美町保健センター	香住区香住 1281-1	0796-36-5008
奥佐津地区公民館	香住区下岡 507	0796-38-0832
佐津地区公民館	香住区訓谷 199	0796-38-0845
柴山地区公民館	香住区上計 1157-3	0796-38-0821
長井地区公民館	香住区大野 87	0796-36-3004
余部地区公民館	香住区余部 1568-3	0796-34-0415

#### (2) 一時避難所

施設名	所在地	電話番号
境区会館	香住区境	
一日市区公民館	香住区一日市	
若松コミュニティセンター	香住区若松	
香美町商工会	香住区若松	
香住区公民館	香住区香住	
西香住公民館（ふれあいホール）	香住区香住	
七日市区公民館	香住区七日市	
駅前コミュニティセンター	香住区香住	
森会館	香住区森	
間室地区公民館	香住区間室	
油良区会館	香住区油良	
矢田区会館	香住区矢田	
下浜公会堂	香住区下浜	
九斗会館	香住区九斗	
米地公民館	香住区米地	
丹生地構造改善センター	香住区丹生地	
西下岡区公民館	香住区下岡	
下岡会館	香住区下岡	
上岡会館	香住区上岡	
隼人公民館	香住区隼人	

施設名	所在地	電話番号
畑公民館	香住区畑	
大槻公民館	香住区三川	
旧奥佐津小学校三川分校	香住区三川	
土生区会館	香住区土生	
相谷公民館	香住区相谷	
奥安木構造改善センター	香住区安木	
浜安木公民館	香住区安木	
訓谷会館	香住区訓谷	
無南垣構造改善センター	香住区無南垣	
浦上公民館	香住区浦上	
上計ふれあい会館	香住区上計	
沖浦区公民館	香住区沖浦	
守柄公民館	香住区守柄	
加鹿野公民館	香住区加鹿野	
三谷公民館	香住区三谷	
大谷区公民館	香住区大谷	
大野公民館	香住区大野	
小原区公民館	香住区小原	
中野公民館	香住区中野	
藤農林漁家婦人活動促進施設	香住区藤	
八原公民館	香住区八原	
市午会館	香住区余部	
梶原公民館	香住区余部	
浜会館	香住区余部	
西会館	香住区余部	
御崎活性化施設	香住区余部	
鎧公民館	香住区鎧	
長福寺（一日市）	香住区一日市 165	
願行寺	香住区一日市 157-1	
本誓寺	香住区香住 1371	
帝釈寺	香住区下浜 599	
西迎寺	香住区下浜 833	
幸徳寺	香住区丹生地 691	
西光寺	香住区下岡 454	
真徳寺	香住区上岡 146	
弥勒寺	香住区三川 117	
極楽寺	香住区安木 324	
光永寺	香住区訓谷 234	
帰迎寺	香住区浦上	
遍照寺	香住区小原 616	
長福寺（余部）	香住区余部 1689	
安養寺	香住区余部 1470	
但馬漁業協同組合香住本所	香住区若松 747	0796-36-1331
但馬漁業協同組合柴山支所	香住区沖浦 911-8	0796-37-0301
JA たじま香住支店	香住区香住 1262-14	0796-36-1000

施設名	所在地	電話番号
香住自動車教習所	香住区加鹿野 1	0796-36-1325

【村岡区】

(1) 避難所

施設名	所在地	電話番号
香美町立村岡小学校（体育館）	村岡区村岡 2940	0796-94-0011
香美町立兎塚小学校（体育館）	村岡区福岡 324	0796-96-0969
香美町立射添小学校（体育館）	村岡区川会 38	0796-95-0004
香美町立村岡中学校（体育館）	村岡区村岡 3077	0796-94-0041
兵庫県立村岡高等学校（体育館）	村岡区村岡 2931	0796-94-0201
射添体育館	村岡区川会 36	
村岡体育館	村岡区村岡 396	
福岡体育館	村岡区福岡 1111-1	
旧日影体育館	村岡区日影	
旧味取体育館	村岡区原 14-1	
山田体育館	村岡区山田 139	
射添地区公民館	村岡区入江 711-2	0796-95-0800

(2) 一時避難所

施設名	所在地	電話番号
東上区集会所	村岡区村岡	
東中区集会所	村岡区村岡	
本町区集会所	村岡区村岡	
野々上区集会所	村岡区村岡	
殿町区集会所	村岡区村岡	
水上区集会所	村岡区村岡	
川上区集会所	村岡区村岡	
中西区集会所	村岡区村岡	
新町区集会所	村岡区村岡	
西本町区集会所	村岡区村岡	
村岡区中央公民館	村岡区村岡	
用野区集会所	村岡区用野	
鹿田区集会所	村岡区鹿田	
相田区集会所	村岡区相田	
神坂区集会所	村岡区神坂	
旧神坂子育て・子育て支援センター	村岡区神坂 360-1	
萩山公民館	村岡区萩山	
板仕野区集会所	村岡区板仕野	
大糠区集会所	村岡区大糠	
村岡ファームガーデン	村岡区大糠 32-1	0796-98-1129
光陽区集会所	村岡区大糠	
高井区集会所	村岡区高井	
高井子育て・子育て支援センター	村岡区耀山 7-2	
寺河内区集会所	村岡区寺河内	
耀山区集会所	村岡区耀山	
市原区集会所	村岡区市原	
兎塚地区公民館	村岡区福岡 275	0796-96-0001

施設名	所在地	電話番号
横町会館	村岡区福岡	
八幡会館	村岡区福岡	
八井谷区集会所	村岡区八井谷	
大野区集会所	村岡区大野	
口大谷区公民館	村岡区口大谷	
中大谷区集会所	村岡区中大谷	
旧大谷子育て・子育て支援センター	村岡区中大谷 14-1	
大笹区公民館	村岡区大笹	
大笹区集会所	村岡区大笹	
高坂区集会所	村岡区高坂	
池ヶ平区集会所	村岡区池ヶ平	
和池区公民館	村岡区和池	
森脇農業構造改善センター	村岡区森脇	
黒田公民館	村岡区黒田	
宿区集会所	村岡区宿	
日影区集会所	村岡区日影	
作山区集会所	村岡区作山	
入江区集会所	村岡区入江	
和佐父区集会所	村岡区入江	
和田公会堂	村岡区和田	
小城区集会所	村岡区和田	
長板公民館	村岡区長板	
長板構造改善センター	村岡区長板	
熊波公民館	村岡区熊波	
粗岡区集会所	村岡区粗岡	
丸味区公民館	村岡区丸味	
川会公会堂	村岡区川会	
高津公会堂	村岡区高津	
長須区公民館	村岡区長須	
味取区集会所	村岡区味取	
村岡アグリファーム(株)・むらおか夢アグリ(株) 事務所兼みそ工房	村岡区味取	
原区公民館	村岡区原	
長瀬公会堂	村岡区長瀬	
山田区集会所	村岡区山田	
旧山田子育て・子育て支援センター	村岡区山田	
境区集会所	村岡区境	

【小代区】

(1) 避難所

施設名	所在地	電話番号
香美町立小代小学校 (体育館)	小代区実山 100	0796-97-2004
香美町立小代中学校 (体育館)	小代区実山 30	0796-97-2040
おじろドーム	小代区実山 65	
小代区総合センター	小代区大谷 563-1	0796-97-3111
旧秋岡へき地保育所	小代区秋岡	
小代認定こども園	小代区実山 68	0796-97-2039

施設名	所在地	電話番号
小代物産館	小代区神水 739-1	0796-97-2687
温泉保養館おじろん	小代区大谷 510-1	0796-97-3232

(2) 一時避難所

施設名	所在地	電話番号
神場区集会所	小代区神場	
広井区集会所	小代区広井	
水間集落センター	小代区水間	
野間谷構造改善センター	小代区野間谷	
実山区営農集会所	小代区実山	
平野区集会所	小代区平野	
茅野多目的集会施設	小代区茅野	
新屋活性化交流集会施設	小代区新屋	
秋岡集落センター	小代区秋岡	
東垣生活改善センター	小代区東垣	
佐坊区集会所	小代区佐坊	
鍛冶屋区集会所	小代区鍛冶屋	
貫田生活改善センター	小代区貫田	
忠宮区集会所	小代区忠宮	
久須部区集会所	小代区久須部	
大谷ふれあいセンター	小代区大谷	
城山ふるさと交流センター	小代区城山	
神水区集会所	小代区神水	
石寺集落センター	小代区石寺	
猪之谷区集会所	小代区水間	
旧熱田区集会所	小代区野間谷	

ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧

番号	所在地	離着陸場適地名	施設管理者名	電話番号	最大対応機種	適地の広さ 延長×幅 (m)
但 180	香住区境字今 子谷 605	香美町立今子浦 グラウンド	香美町長	0796 36-1111	川崎 CH-47 J	105×100m
但 190	村岡区粗岡 628	粗岡すこやか広場	香美町長	0796 36-1111	川崎 CH-47 J	165×130m
但 191	村岡区村岡 3507-1	御殿山公園グラウ ンド	香美町長	0796 94-0321	川崎 CH-47 J	95× 45m
但 192	村岡区宿 791-1	兎和野高原野外教 育センターグラウ ンド	兎和野高原野 外教育センタ ー長	0796 94-0211	川崎 CH-47 J	170×110m
但 193	村岡区村岡 2931	県立村岡高校グラ ウンド	県立村岡高等 学校長	0796 94-0201	AS332L1	100× 60m
但 196	小代区広井 787	広井多目的山村広 場	香美町長	0796 97-3966	川崎 CH-47 J	110×100m
但 197	小代区忠宮 290-1	香美町小代健康公 園	香美町長	0796 97-3966	BK117C1	73 × 33m

## 避難実施要領パターン（例）

### (1) 弾道ミサイル攻撃の場合

#### 避難実施要領（例）

香美町長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・ ・。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

- ※ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要。過去に経験のない事案では「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動をとらないこと）が存在する。
- ※ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

#### 2 避難誘導の方法

実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該町の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災無線等を通じサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

- ※ サイレン音（同報系防災行政無線による）については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

- ・ 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する。（その際、コンクリートの堅牢な建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する）
- ・ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ等を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

- ※ このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、県警察等に連絡するよう周知すること。
- ・ 弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないよう周知すること。

※ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

### 3 その他の留意点

- ・ 特に、自力で歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援マニュアル」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・ スキー場・温泉等観光客、買物客その他の来訪者など住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、スキー場・温泉等宿泊・観光施設、店舗等に対して、協力をお願いすること。

※ 例えば、スキー場では、木造宿泊施設ではなく、非木造宿泊施設の1階又は地下に誘導するよう協力を求めるといった方法も考えられる。

### 4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

- (2) ゲリラ・特殊攻撃部隊による攻撃の場合  
(比較的時間的な余裕がある場合)

### 避難実施要領 (例)

香美町長

○月○日○時現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、但馬空港において武装した空挺部隊が強襲・展開し、なお所在が不明のため山越えの武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、香美町○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・

(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載)

知事は、別添の避難の指示を行った。(避難の指示を添付)

※ 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

香美町はA・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時集合場所であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、香美町○○地区・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

※ 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

※ 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

##### (2) 町の体制、職員派遣

###### ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

###### イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の香美町○○地区・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

###### ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う(配置については別途添付)。

###### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

- ※ 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。
- ※ 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

### (3) 輸送手段

#### ア 避難住民数、一時避難所、輸送力の配分

##### (ア) A地区

約200名、A公民館、町保有車両×3 ○○バス2台

##### (イ) B地区

約200名、B公民館、○○バス×大型バス3台

##### (ウ) C地区

約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台

#### イ 輸送開始時期・場所

○○日15:30、A・B・C公民館

#### ウ 避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

- ※ バス停の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。
- ※ 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聞いて決める。
- ※ 夜間では暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
- ※ 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の区・自治会長、自主防災組織の長、消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

ウ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、外国人を多く雇用する事業所・国際交流団体等の能力を活用し、語学の堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### (5) 一時集合場所への移動

ア 一時集合場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、区・自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

ウ 自力避難困難者の避難

町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援チーム」を設置し、「避難支援マニュアル」に沿って、次の対応を行う。

- ・ ○○病院の入院患者 5 人は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
- ・ △△老人福祉施設入居者 20 人の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
- ・ その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

※ 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援チーム」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 町職員及び消防団員は、住民の協力を得て、個別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

※ 「正常化の偏見」（希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動をとらないこと。）を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

※ 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

#### (8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、区・自治会などの地域リーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないよう住民に促す。
- エ 留守宅の取締り、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、警察官に通報するよう促す。
- カ 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急先の連絡先は以下のとおりとする。
- 香美町対策本部 担当 ○○○○ 電話 0 7 9 6 - × × - × × × ×

#### (9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次災害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC災害等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

※ 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に対応できるようにすることが重要である。

※ 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

### 3 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県○○課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び町職員との連絡要領は別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：香美町役場
- オ 現地調整所設置場所：○○

### 4 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、香美町○○地区・○○小学校及び○○公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否情報を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県（及び○○市）に支援を受ける。

【本編：31頁参照】

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答  
の手続きその他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号）  
最終改正（平成27年9月16日総務省令第76号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第25条第2項及び第26条第4項（これらの規定を同令第52条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体

の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日総務省令第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月16日総務省令第76号) 抄

(施行期日)

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

(経過措置)

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

〈記入要領〉

(様式第1号、様式第2号)

- 1 外国人であって、氏名をローマ字で記載できる場合には、氏名欄をカタカナで、フリガナ欄にローマ字で記載する。  
また、住所が日本国以外の場合であって、住所をローマ字で記載できる場合には、住所欄にローマ字で記載する。
- 2 国籍欄には、外務省発行の「国名表」を参考に国籍を簡潔に記載する。  
「国名表」に未掲載の国にあつては、「その他」と記載する。
- 3 その他個人を識別するための情報欄には、氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍のいずれかが不明の場合に、当該情報に代えて個人を識別することができるような身体的特徴等を記載する。
- 4 居所欄には、避難施設の名称及び住所など、避難住民等の現在の所在をできるだけ具体的に記載する。
- 5 負傷又は疾病の状況欄には、負傷の程度を「死亡」、「重傷」、「軽傷」と区分して記載する。負傷の程度が不明の場合は「不明」と記載するものとし、負傷していない場合は空欄とする。  
この場合、「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。  
「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。  
「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
- 6 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報欄には、親戚や身元引受人の所在・連絡先やかかりつけ病院など、避難施設以外で、避難住民本人と連絡を取り得る連絡先等を記載する。
- 7 備考欄には、安否情報の公開への同意に関する特段の条件等、特に必要と認める事項を記載する。
- 8 氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍、居所の各欄において不明事項がある場合は、「不明」と記載するものとし、その他の欄において特記事項がない場合は空欄とする。

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日	
申請者	住所（居所）	
氏名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他 （ _____ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本          その他（ _____ ）
	その他個人を識別するための情報	
※申請者の確認		
※備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

殿		年 月 日
		総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る)</small>	日本      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要事項	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 「避難住民に該当するか否かの別」の欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」の欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
  - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
  - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要な情報」に記入すること。

**動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方**

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

## 1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

## (1) 危険動物等の逸走対策

- ① 地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ② 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

## (2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ① 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ② 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）

## 2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

## (1) 危険物等の逸走対策

- ① 地歩公共団体は、武力攻撃事態等において、危険物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ② 地方公共団体は、逸走した危険物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ③ 地方公共団体は、逸走した危険物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

## (2) 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ① 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等について相談・助言等の必要な措置を実施すること
- ② 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

## 3 緊急対策事態における動物の保護等

緊急対策事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）（最終改正：令和元年9月30日内閣府告示第90号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第十条第一項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成十六年九月十七日から適用する。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準

（救援の程度及び方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第十条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第七十五条第一項各号及び令第九条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第十三条までに定めるところによる。

- 2 前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、その長）は、第一項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第二条 法第七十五条第一項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 避難住民（法第五十二条第三項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第二条第四項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、一人一日当たり三百三十円（冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、一戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等

に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費並びに光熱水費は、一人一日当たり三百三十円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ 法第八十九条第三項の規定により準用される建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第一項本文及び第三項並びに景観法（平成十六年法律第百十号）第七十七条第一項、第三項及び第四項並びに法第百三十一条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条及び第七条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなつた後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ 一戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千元以内とすること。

ハ 前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第七十五条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第五十四条第二項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千百六十円以内とすること。

### 二 飲料水の供給

イ 避難の指示に基づく避難または武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

(被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与)

第四条 法第七十五条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与(以下「生活必需品の給与等」という。)は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季(四月から九月までの期間をいう。以下同じ。)及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	一人世帯の額	二人世帯の額	三人世帯の額	四人世帯の額	五人世帯の額	世帯員数が六人以上一人増すごとに加算する額
夏季	一万八千八百円	二万四千二百円	三万五千八百円	四万二千八百円	五万四千二百円	七千九百円
冬季	三万二千二百円	四万四百円	五万六千二百円	六万五千七百円	八万二千七百円	一万四千四百円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(医療の提供及び助産)

第五条 法第七十五条第一項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)がその業務を行う場所をいう。以下同じ。)において医療(施術者が行うことができる範囲の施術を含む。)を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

## 二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第六条 法第七十五条第一項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第七条 法第七十五条第一項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。

- イ 棺（附属品を含む。）
- ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第八条 法第七十五条第一項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。

二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第二条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。

三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第九条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれになくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五十九万五千円以内とすること。

(学用品の給与)

第十条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。
- 二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

- 三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

- (1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費
- (2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- (1) 小学校児童 一人当たり 四千五百円
- (2) 中学校生徒 一人当たり 四千八百円
- (3) 高等学校等生徒 一人当たり 五千二百円

- 四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

(死体の捜索及び処理)

第十一条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものであること。
- ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

- イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。
- ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- (2) 死体の一時保存
- (3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

- (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千五百円以内とすること。
- (2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千四百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。
- (3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

(武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第七十五条第一項第八号の規定に基づく令第九条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一世帯当たり十三万七千九百円以内とすること。

(救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第七十五条第一項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る  
公用令書等の様式を定める内閣府令

(平成 25 年内閣府令第 69 号)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の規定による処分に係る公用令書等の様式を定める内閣府令を次のように定める。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 17 条第 3 項（同令第 52 条において準用する場合を含む。）の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ別記様式第 1 から別記様式第 3 まで及び別記様式第 4 のとおりとする。

附 則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 54 号）附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日（平成 25 年 10 月 1 日）から施行する。

別記様式第 1

収用第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第 81 条第 2 項  
第 81 条第 4 項  
第 183 条において準用する第 81 条第 2 項  
第 183 条において準用する第 81 条第 4 項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

収用すべき物資の種類	数量	所在場所	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第2

保管第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第81条第3項  
第81条第4項  
第183条において準用する第81条第3項  
第183条において準用する第81条第4項

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

収用すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第3

使用第 号

公 用 令 書

氏名  
住所

第82条  
第183条において準用する第82条 の

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律  
の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。  
(理由)

年 月 日

処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

別記様式第 4

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏名  
住所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

第 81 条第 2 項  
第 81 条第 3 項  
第 81 条第 4 項  
第 82 条  
第 183 条において準用する第 81 条第 3 項  
第 183 条において準用する第 81 条第 4 項  
第 183 条において準用する第 82 条

の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）、に係る処分を取り消したので、武力  
攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 第 16 条 の

第 52 条において準用する第 16 条

規定により、これを交付する。  
（取り消した処分の内容）

年 月 日

処分権者 氏名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。